

柳井地域広域水道企業団建設工事に係る予定価格の事後公表試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柳井地域広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事の一部において、予定価格の事後公表（入札実施後の公表）を試行するに当たり、事務手続等について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 予定価格の事後公表を試行する建設工事は、企業団が発注する設計金額が1,000万円を超える建設工事（以下「工事」という。）とする。ただし、工事の内容からこの入札方式が適当でないと判断される工事は除くものとする。

(公表の方法)

第3条 予定価格は、入札による落札者の決定後、速やかに入札結果及び経過を総務課で閲覧に供することにより公表する。

(入札の方法等)

第4条 予定価格事後公表対象工事の入札回数は、3回までとする。

2 初度入札において、予定価格の入札書比較価格以下の有効な入札がないときは、引き続き再度入札を行うものとする。

3 再度入札は、当該入札の前の入札参加者に限り参加することができる。ただし、無効入札とされた者及び低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用した場合で、落札者となれないとされた者は、再度入札に参加することができない。

4 第3回の入札を終わり、開札の結果、落札者がなかった場合は、当該工事の入札は原則として打ち切るものとする。

(工事費内訳書の取扱い)

第5条 工事費内訳書は、初度入札時に提出させることとする。ただし、再度入札で柳井地域広域水道企業団低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格を下回る入札をした者については、調査時に工事費内訳書の提出を求めることとする。

(随意契約への移行)

第6条 第4条第4項の規定にかかわらず、最低価格と予定価格との差が少額の場合で、かつ、企業長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、最低価格の入札者と順次示談により随意契約を締結することができるものとする。

(1) 再入札を行ってもなお落札者を得ることが困難と認められるとき。

(2) 当該工事の設計内容、工期等に特別の事情があると認められるとき。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(関係市町)

- 2 この要領において「関係市町」とは、柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例（昭和58年条例第6号）第2条第1号の水道用水供給事業（以下「用水供給事業」という。）及び同条第2号の水道事業（以下「水道事業」という。）が所在する市町をいう。

(経過措置)

- 3 この要領は、用水供給事業が実施する予定価格の事後公表試行に適用する。
- 4 水道事業が実施する予定価格の事後公表試行については、当分の間、関係市町が現に定めている要領等をこの要領とみなして適用する。
- 5 前項の規定において、関係市町の要領等の規定中、「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは、「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月18日から施行し、同日以降公告又は指名通知するものから適用する。